令和５年３月２３日

山ノ内町内観光事業者　各位

山ノ内町長　　平澤　　岳

観光庁補助事業業

「地域が一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」

に係る参画事業者の募集について

　日頃から、町観光行政の推進にあたりまして、ご協力を賜り感謝申し上げます。

　さて、町では、観光庁の「地域が一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」の候補地域に係る応募を予定しております。

　本事業は、地域で立案する宿泊施設や観光施設などの改修を含む、観光地の再生に向けた地域計画等に基づき実施される取組を支援する事業となっており、町では第６次山ノ内町総合計画に基づく将来的なビジョンやコンセプトを基に取組みを進めてまいりたいと考えております。

　つきましては、本補助事業を活用して、将来的なビジョンやコンセプトに基づく施設改修等を計画している事業者を募集しますので、別紙募集チラシ及び観光庁における「地域が一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業公募要領」をよくご確認のうえ、町観光商工課まで参加意向票を提出してください。

記

１　添付書類

　　・事業者募集チラシ

　　※地域が一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業ＷＥＢサイト

　　　（https://kankosaisei-chiiki.net）

　　・参加意向票

２　参加申込期限

　　・参加意向票の提出期限　　　　　　　　　令和５年３月３１日（金）まで

　　~~・応募に必要となる書類の提出期限　　　　令和５年４月　７日（金）まで~~

３　応募にあたっての留意事項

　　~~・４月７日までに国が求める資料等をご用意していただく必要があります。~~

・今回、町が行う応募は国における候補地域の採択を受けるための応募であり、採択となっても地域計画に係る計画審査があり、また計画が採択されても個別事業において事業採択されない場合があります。

　　・事業が採択された場合の補助事業の完了期限は令和６年２月２９日（場合により令和６年度も継続可能）であり、期日までに精算を含め事業を完了させる必要があります。

　　・採択された計画に基づき実施する補助対象事業に係る補助率は1/2（条件により2/3）となっており、残りの事業費は参加事業者の負担となります。

|  |
| --- |
| 【問い合わせ・提出先】山ノ内町観光商工課観光商工係担当：山本電　話：３３－１１０７ＦＡＸ：３３－１１０４E-mail：kanko@town.yamanouchi.lg.jp |